

## ●香川県監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年8月29日

香川県監査委員 木下典幸  
同 武田宏之  
同 十河直  
同 里石明敏

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 令和4年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 代替証券を受領したにもかかわらず、証券受払簿に登録していないものがあった。（坂出工業高等学校）</p> <p>(イ) 現金で納付された給食費について、現金受払簿への登記が漏れているものが1件あった。（香川西部養護学校）</p>	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 登記できていなかったものについて直ちに証券受払簿に登録を行った。今後は適正な事務処理を確実に行う。</p> <p>(イ) 速やかに現金受払簿への登記を行った。今後は現金納付後速やかに現金受払簿へ登記することを徹底する。</p>
検討指示事項	<p>ア 収入について</p> <p>中央農場で発行している領収書が、会計規則に定める様式と異なっており、その発行を出納員以外の者が行っていたため、適切な対応を検討されたい。（笠田高等学校）</p>	<p>ア 収入について</p> <p>今後は、会計規則に定める領収書を使用し、出納員が発行することを徹底する。</p>